

独禁法見直し

「談合主犯格」課徴金重く

「時効」延長 欧米並みに 不当廉売も制裁

独占禁止法見直しを検討している塩崎恭久官房長官の懇談会が、六月末に公表する最終報告書案が明らかになった。談合やカルテルの幹事業者など「主犯格」への課徴金を重くする。現在の三・五割増しを想定している。課徴金を求める違反に不当廉売なども加えるとともに、現在は三年の「時効期間」を欧米並みの五十年に延ばす。来年の通常国会での法改正を目指す。経済界には制裁強化に反対論も強く、調整は難航しそうだ。（独禁法違反の課徴金は3面「きょうのこぼれ」参照）



二〇〇六年一月の前回「模範製造業で売上高の六％の独禁法改正では、課徴金から一〇％に上げた。ま金の水準を見直し、大規模な違反行為を「自首」した企業への課徴金を減免する制度もつづいた。今回の見直しでは課徴金の活用強化を打ち出す。

見直し案は、談合やカルテルをまとめる幹事役の存在が違反行為の元凶になっているとの判断から、主犯格への制裁を厳しくすることを打ち出したのが柱だ。

報告書案には、主犯格への課徴金増しは、違反の抑止につながるの考え方を明記した。罰増率は明示しないが、公正取引委員会は「三・五

割の線で検討したい」（幹部）としている。現在は再度違反した事業者への課徴金の罰増率は五割になっている。

違反行為の「時効（除斥期間）」も見直す。現行法では公取委の処分決定の日を起点に過去三年

以内に行われた違反行為にしか課徴金を科せない。米国の五年、欧州連合（EU）の最長十年に比べて短い。このため国際カルテルなどの摘発を日本だけができなくなる事態も今後起こりうるため、報告書案は国際水

準を考慮するよう求めている。

現在はカルテル、談合などに限っている課徴金の対象になる違反行為の範囲も広げる。原価を割り込むような低価格で売り「不当廉売」や、取引相手によって価格を差別

する「差別対価」による競争制限を追加する。現在の制裁は、違反行為を止めさせる排除命令にとどまっている。

報告書案はこれまでの公取委の主張にほぼ沿った内容。独禁法処分への不服申し立てへの判断を

公取委自らが行っている審判制度について、経済界は「検察官が裁判官を兼ねるようなもの」と見直しを求めているが、報告書案ではこの主張は退けられた。

日本経団連はすでに自民党幹部に「懇談会の議

論が制裁強化に偏っている」と申し入れるなど独禁法強化に強い警戒感を示しており、法案作成に向けた調整は曲折が予想される。

19年 5月 28日

日本経済新聞(朝刊)